

## 支部に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(名称所在地)

第1条 本会に次の8支部をおく。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 北海道支部   | (2) 東北支部 |
| (3) 関東甲信越支部 | (4) 東海支部 |
| (5) 北陸支部    | (6) 関西支部 |
| (7) 中国・四国支部 | (8) 九州支部 |

(事業)

第2条 支部が行う事業は次のとおりである。

- (1) 学術集会（支部会）を年1回以上行わなければならない。
- (2) 講習会、講演会、研究会その他本会の目的達成に必要な事業を理事会の承認を得て行うことができる。

(支部代表理事)

第3条 支部は支部代表理事が本会定款にもとづいて運営する。

- 2 支部代表理事は本会理事を当て支部の会務を統括し、その結果を会長に報告しなければならない。

(予算)

第4条 支部は毎年予算を編成し理事会の承認を受けなければならない。

(組織、運営)

第5条 支部の組織、運営等は、理事会承認の支部規約の定めに基づいて行う。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。